Commission for the Conservation of
Southern Bluefin Tuna

みなみまぐろ保存委員会

CCSBT-EC/2610/13

Terms of Reference for the Performance Review
パフォーマンス・レビュー付託事項
(EC 議題項目 8.2)

Purpose
目的

To provide a draft Terms of Reference of the next Performance Review of the CCSBT, which will be the basis for the consideration of the revised CCSBT Strategic Plan for 2029-2034. This paper also aims to assist Members in their determination of panel composition and other considerations that will impact on the budget process.
2029－2034 年を対象とする改定 CCSBT 戦略計画の検討の基礎となる次回の CCSBT パフォーマンス・レビューにかかる付託事項案を提示する。また本文書の目的は、パネルの構成及び予算編成プロセスに影響するその他の事項の決定に関してメンバーによる議論を支援することである。

Background
背景

The current Strategic Plan covers the period from 2023 to 2028 and consideration should be given to its next iteration this year. The past practice at CCSBT has been to undertake an independent Performance Review to support the development of the Strategic Plan, and the EC tasked the Secretariat with the development of Terms of Reference (ToR) for the next Independent Performance Review for consideration at CCSBT 33.
現行の CCSBT 戦略計画は 2023 年から 2028 年までの期間を対象としており、次の対象期間に向けて本年に検討を開始する必要がある。CCSBT においては、戦略計画の策定を支援するための独立パフォーマンス・レビューを実施しており、また EC は事務局に対し、CCSBT 33 による検討に向けて次回の独立パフォーマンス・レビューに関する付託事項（ToR）案を作成する任務を課していたところである。

Following the EC's direction, the Secretariat developed an initial draft ToR that was circulated to Members as CCSBT Circular #2026/38 for their comments and inputs. **Attachment A** is the revised draft reflecting inputs from two Members.
EC からの指示を受け、事務局は ToR 一次案を作成し、メンバーからのコメント及び提案を受けるべく CCSBT 回章#2026/38 としてこれを回章した。2 つのメンバーからの提案を反映した改訂 ToR 案を**別紙 A** に示した。

Key Considerations
重要な論点

The Secretariat developed the current draft based on the ToR for the 2021 Performance Review, with adjustments reflecting the outcomes of that review as well as the Secretariat's experience and observations from past reviews, to enable the CCSBT to achieve the most

effective outcomes in a timely manner while maximising resource efficiency.
事務局は、CCSBT がリソースを最大限効率的に利用しつつ適時的な形で最も効果的な成果を得ることができるよう、2021 年パフォーマンス・レビューの ToR をベースに、当該レビューの結果並びに過去のレビュー実施時における事務局の経験及び観察を踏まえた調整を加えて ToR 案を作成した。

In addition, the Secretariat also provided a draft budget for the work required based on this draft ToR in CCSBT-EC/2610/06.
さらに事務局は、文書 CCSBT-EC/2610/06 において、当該 ToR に基づき作業を実施するために必要な予算案を提示したところである。

The Secretariat requests that Members provide guidance not only on the criteria and areas of focus for conducting the review, but also on elements related to budget/resources, particularly the composition of the review panel.
事務局は、メンバーに対し、レビュー実施における基準及び重視すべき分野だけでなく、予算／リソースに関連する要素（特にレビューパネルの構成）についても方針を示すよう要請する。

In response to the comments received during Circular consultation, Members should also consider the potential for some (or all) elements of the review to be undertaken internally by Members in order to reduce the reliance on (and costs associated with) external reviewers.
回章を通じた協議中に受領したコメントを踏まえ、メンバーは、外部レビュアーへの依存度（及びこれに伴う費用）を低減するべくレビューの一部（又は全部）をメンバーが内部的に実施する可能性についても検討すべきである。

Limiting the scope of the exercise with a focus on priority items also offers an opportunity to reduce costs.
優先度の高い項目に重点化してレビュー実施の対象を絞り込むことにより、費用削減の機会にもつながるものと考えられる。

Next Steps
次のステップ

Members are asked to:
メンバーに対して以下を招請する。

- Review the revised draft Terms of Reference at **Attachment A** and make any necessary revisions, noting that the outcomes may affect the budget required in 2027 for conducting the Performance Review.
 議論の結果がパフォーマンス・レビューの実施に関して 2027 年に必要となる予算に影響する可能性があることを踏まえつつ、**別紙 A** に示した改訂付託事項案をレビューし、必要な修正を加えること。

Prepared by the Secretariat
事務局作成文書

メンバーからのコメントに
ついては英語版文書を参照

別紙 A

2027 年 CCSBT パフォーマンス・レビューに関する付託事項

Overview
概要

The following Terms of Reference have been developed based on the terms applied in the most recent Performance Review (2021). Changes to the previous terms are shown in tracked changes along with comments from the Secretariat to provide additional context for the changes where necessary.
以下の付託事項は、直近のパフォーマンス・レビュー（2021 年）において適用された付託事項に基づき作成されたものである。前回の付託事項からの変更部分は見え消し修正として表示しており、必要に応じて変更にかかる追加的な背景を説明するための事務局コメントを付している。

The table below provides an indicative timeline for the project:
本プロジェクトにかかる暫定的な実施スケジュールは下表のとおりである。

Proposed Action **行動案**	**Timing** **時期**
Secretariat to draft revised Terms of Reference for next Performance Review 事務局が次回パフォーマンス・レビュー付託事項案を起草する	Q2 2026
Members to comment on initial draft Terms of Reference as part of intersessional process メンバーが休会期間中のプロセスに一部として付託事項の一次案にコメントする。	Prior to CCSBT 33
Secretariat to develop draft budget for Performance Review 事務局がパフォーマンス・レビューに関する予算案を作成する。	Prior to CCSBT 33
Members to adopt Performance Review Terms of Reference and budget メンバーがパフォーマンス・レビュー付託事項及び予算を採択する。	CCSBT 33
Secretariat to seek nominations from Members for potential Panel Members 事務局がメンバーに対してパネルメンバー候補の推薦を求める。	Q4 2026
Performance Review Panel Members appointed パフォーマンス・レビューのパネルメンバーが任命される。	Q1 2027
Performance Review begins パフォーマンス・レビュー開始	Q1 2027
Performance Review Report presented to Members パフォーマンス・レビュー報告書がメンバーに対して発表される。	CCSBT 34
Review of Report by Subsidiary Bodies 補助機関が報告書をレビューする。	2028
Provide direction for Members to work intersessionally to draft update of Strategic Plan	CCSBT 35

メンバーに対し、休会期間中の改定戦略計画案の起草作業を指示する。	
Strategy and Fisheries Management Working Group to finalise update of Strategic Plan 改定戦略計画を最終化するための戦略・漁業管理作業部会の開催	Q2 2029
Revised Strategic Plan adopted 改定戦略計画が採択される。	CCSBT 36

パフォーマンス・レビューパネルの構成

独立パフォーマンス・レビューパネルは、以下の記載による 3~~4~~名から 5~~7~~名で構成されるものとする。

- 拡大委員会（EC）の異なるメンバー出身の 2 名から 3~~4~~名の専門家。メンバーからの専門家は CCSBT における豊富な経験を有する者とし、遠洋漁業国、沿岸国及び発展途上国のメンバーを含むべきである。~~パネルは、グループ全体として国際水準の漁業管理、漁業科学、遵守及び法的管理に関する専門性を有するべきである。~~
- 1 名又は 2 名の国際的に認知された独立外部専門家~~であって、グループ全体として、国際的な漁業管理（遵守を含む）及び漁業科学に関するベストプラクティスについての専門性を有する専門家~~。外部専門家は、パフォーマンス・レビューの実施にかかる契約の時点又は期間中を通じて、CCSBT 又は CCSBT メンバーの政府の公務員又は職員であってはならない。
- [IOTC メンバー国であって CCSBT メンバーではない国から 1 名の専門家。]

グループ全体として、国際水準の漁業管理、漁業科学、遵守及び法的管理に関する専門性を有するべきである。

パフォーマンス・レビューパネルの議長及び運営

- パフォーマンス・レビューパネルの議長は、独立外部専門家から 1 名を EC が選出する。議長は、CCSBT 年次会合に対し、パフォーマンス・レビューパネル報告書の発表を行う。
- ~~パネルによる決定を踏まえ、~~物理的なパネル会合を 1 回~~又は 2 回~~開催することが想定される。またパネルは、プロセス全体を通じてオンライン会合を利用することが期待される。
- パネルは、パフォーマンス・レビューの実施及び報告書の作成にかかる運営上の取組方法について自ら決定する。
- パネルは、合意されたクライテリアに関する関係者からの提案を招請することができる。事務局は、パネルからの要請を受けて質問への回答及び背景情報の提供を行うとともに、パネル会合の調整を支援することにより、パネルのサポートを行う。事務局長は、パネル議長が要請した場合には、パネル会合に参加する。

- レビューパネルによる全ての作業は英語で実施される。しかしながら、事務局は、最終報告書を CCSBT の両公用語に翻訳する。

選出プロセス

パフォーマンス・レビューパネルの選出プロセスは以下に要約したとおりである。

- EC メンバーからの専門家は、パフォーマンス・レビューの開始前の委員会年次会合（すなわち CCSBT 3327）において推薦及び選出される。
- [2 名]の独立外部専門家は、閉会期間中（CCSBT 27 より前が望ましい）に選出される。このプロセスには以下が含まれる。
 - CCSBT 33 会合の閉会から 30 日以内に、メンバーから事務局に対し、独立外部専門家の候補者リストを、候補者の背景情報とともに提出する。
 - 事務局は、全てのメンバーに対し、候補者リストをその背景情報とともに回章する。
 - メンバーは、[必要に応じて]候補者の格付けを行うとともにパネル議長としての選好度を格付けし、事務局に対して通報する。
 - 事務局は、格付けの順位により適当な候補者に連絡し、レビューを実施する ~~2 名の~~候補者と調整する。

資金

- CCSBT メンバー出身の専門家による参加及び会合出席については、関連するメンバーが資金を拠出する。
- ~~2 名の~~独立専門家[及び IOTC メンバーの専門家]にかかるコンサルタント料、旅費及び関連費用については、CCSBT が資金を拠出する。
- 必要な会場及び会議機器借料及びケータリング費用については、CCSBT が資金を拠出する。

CCSBT のパフォーマンスを評価するためのクライテリア

CCSBT のパフォーマンスを評価するために使用されるクライテリアは**別添 A** のとおりである。~~同クライテリアは、Kobe クライテリアをベースとして、ICCAT の 2016 年パフォーマンス・レビューにおける関連クライテリアを取り入れるとともに CCSBT との関連性は低いと考えられるクライテリアは除外する形で修正したものである。~~

今回のパフォーマンス・レビューで使用するクライテリアは、引き続き神戸プロセスの一環として策定された基準を主なベースとしており、かつ ICCAT（CCSBT と共に定期的な評価サイクルで実施している RFMO）が採用したアプローチに概ね整合したものとなっている。類似したテーマの下での様々なクライテリアを適切にグル

ーピングするとともに、前回のレビュアーからのフィードバックを反映するため、一部に変更を施した。

パネルが利用可能なリソース

パフォーマンス・レビューパネルに対して提供されるリソースは以下のとおりである。

- パフォーマンス・レビュー作業部会報告書（2008 年）
- パフォーマンス・レビューに関する独立専門家（デヴィッド・ボルトン氏）報告書（2008 年）
- CCSBT の 2009－2013 年におけるパフォーマンス：独立レビュー
- 2021 年 CCSBT パフォーマンス・レビュー
- パネルが要望するその他全ての公開済み CCSBT 会合報告書、文書及びデータ
- パネルからの質問に回答するための事務局スタッフ、独立議長（遵守委員会、拡大科学委員会及び生態学的関連種作業部会）及びメンバーへのアクセス[1]

パフォーマンス・レビュー報告書

パフォーマンス・レビューパネルによる最終報告書は、以下を内容とする、簡潔かつ良く構成された読みやすい文書とするべきである。

- レビューを行うに当たって実施されたプロセス及び措置（例えば精査した文書、協議を行った個人等）の説明
- レビューの結果の説明
- レビューのクライテリアに照らして、CCSBT が委員会としてのパフォーマンスをどのように改善していくかに関するパネルからの勧告の提示
- パネルの視点による勧告の優先度

パフォーマンス・レビューパネルの議長は、2027~~1~~年 10 月の CCSBT 年次会合において最終報告書を説明し、報告書に対するメンバーからの質問に対応する。報告書は、年次会合後に CCSBT ウェブサイトの一般エリア~~及びまぐろ類 RFMO 合同ウェブサイト（www.tuna-org.org）~~において公開される。

パフォーマンス・レビュー勧告の検討及びフォローアップのプロセス

EC は、2027~~1~~年 10 月の年次会合において、パフォーマンス・レビュー勧告にかかる最初の検討を行う。同会合において、EC は、早期に実施する必要がある緊急的な勧告があるかどうかを判断する。

[1] 電子メール、電話、実際的かつ費用対効果が高い場合は直接対話による協議

生態学的関連種作業部会（ERSWG）、拡大科学委員会（ESC）及び遵守委員会（CC）は、それぞれの 20282 年会合において、パフォーマンス・レビュー報告書のうち各委員会に関連する側面について検討する。同年の EC 会合では、各委員会からの助言について検討し、パフォーマンス・レビュー勧告の実施計画の策定に関する戦略・漁業管理作業部会（SFMWG）への指示を行う。

~~生態学的関連種作業部会（ERSWG）は、次回の ERSWG 会合の開催時（2023 年の早期に開催する可能性）において、パフォーマンス・レビュー報告書のうち同作業部会に関連する側面について検討する。~~

SFMWG は、20293 年の中頃に、戦略計画の改定作業の一環として、全ての補助機関からの助言と EC からの指示を合わせて検討し、パフォーマンス・レビュー勧告の実施計画案を策定する。20293 年の EC 会合では、パフォーマンス・レビュー勧告の実施計画を含む改定戦略計画について検討し、これを採択する。

同実施計画の進捗状況をフォローアップするため、引き続きこれを~~将来の~~ EC 会合における常設議題項目とする。

別添 A

CCSBT のパフォーマンスを評価するためのクライテリア

分野	一般的クライテリア	詳細なクライテリア
1. 保存及び管理	海洋生物資源の資源状態	• 最大持続生産量又はその他関連する生物学的基準に関して、みなみまぐろ ~~RFMO が所管する主要漁業資源~~の資源状態 • これら資源の資源状態のトレンド • みなみまぐろ~~主要対象~~資源と同一の生態系の属する種、又は関連する又は依存している種（以下「非対象種」という。）の資源状態 • これらの種の資源状態のトレンド
	データ収集及び共有	• UNFSA 附属書 I を踏まえたデータ提出に関するフォーマット、仕様及びスケジュールに関する RFMO の合意の程度 • RFMO のメンバー及び協力的非加盟国が、個々に又は RFMO を通じて、漁獲対象種及び非漁獲対象種に関する完全かつ正確な漁業データ及びその他関連するデータを適時的に収集及び共有している程度 • 漁業データ及び漁船データが RFMO によって集計され、及びメンバー間及び他の RFMO との間で共有されている程度 • RFMO が、必要なデータ、特に考え得る未考慮漁獲死亡量に関するデータの収集及び共有にかかるギャップに対応している程度 • ~~発展途上国におけるデータ収集を改善するためのキャパシティ・ビルディングの取組の実施の程度~~
	科学的助言の質及び提供	• RFMO が、所管する漁業資源及びその他の海洋生物資源、並びに海洋環境に関する漁業の影響に関する最良の科学的助言を受領及び／又は作成している程度 • 科学委員会及び事務局の構造、プロセス、手続き及び専門性が RFMO の必要性及びリソース並びに最新のモデリングプラットフォームにおいて強く要求されるデータ及び技術的要件を満たしている程度
	参加及びキャパシティ・ビルディング	• RFMO メンバー及び協力的非加盟メンバーが、科学的助言の提供に積極的に参加している程度 • ~~科学委員会の活動に発展途上国が効果的に参加することを促進するためのキャパシティ・ビルディングの取組が実行されている程度~~
	長期的な計画及び調査	• RFMO が、科学委員会が実施する長期的な戦略を採択及び定期的にレビューしている程度 • RFMO により直接調整又は実施される調査が、委員会の任務を達成するための必要性に合致している程度
	保存管理措置の採択	• RFMO が、資源の長期的な持続可能性を確保するため、また入手可能な最善の科学的証拠に基づいて、対象種及び非対象種の両方に関する保存管理措置を実施している程度 • RFMO が、UNFSA 第 6 条及び責任ある漁業のための行動規範第 7 条の 5 に定められた予防的アプローチ（予防的リファレンスポイントを含む）を適用している程度 • RFMO が、枯渇した、又は過剰漁獲状態にある資源に関する有効な再建計画を採択し、実施している程度 • RFMO が、海洋生物多様性を保全する必要性を考慮しており、海洋生物資源及び海洋生態系に関する漁業の有害な影響の最小化に取り組んでいる程度 • RFMO が、可能な限りの選択的、かつ環境的に安全かつ費用効果の高い漁具及び技術の開発及び使用を通じて、汚染、浪費、投棄、流失又は投棄漁具による漁獲、魚及び魚以外の種両方の非対象種の漁獲、及び関連種又は従属種（特に絶滅危惧種）への影響を最小化するための措置を実施している程度

分野	一般的クライテリア	詳細なクライテリア
	管理措置の相互性	• UNFSA 第 7 条を反映した措置の採択の程度
	漁獲割当及び漁業機会	• RFMO が、UNFSA 第 11 条を反映した、新たなメンバー又は参加者による参加に関する要請の考慮を含む、漁獲可能量の配分又は漁獲努力量の水準に合意している程度
	報告要件	• 効率性の改善、重複の排除及びメンバーに対する不必要な負担の削減のための RFMO 報告要件の解析
2. 遵守及び執行	旗国の義務	• RFMO メンバー国が、RFMO を設立する協定の下、RFMO により採択された措置に従って、及び RFMO 及びその他の国際的枠組み（特に 1982 年国連海洋法条約、UNFSA 及び 1993 年 FAO 遵守協定を含む）の下に、必要に応じて旗国としての義務を達成している程度
	寄港国措置	• RFMO が、UNFSA 第 23 条及び責任ある漁業行動規範第 8 条 3 項のとおり、寄港国としてのメンバー国の権利義務の行使に関する措置を採択している程度 • RFMO が、違法、無報告、無規制漁業を防止し、抑止し、及び廃絶するための FAO 寄港国措置協定に従って寄港国措置を採択している程度 • これらの措置が効果的に実施されている程度
	監視、管理及び取締り（MCS）	• RFMO が、統合的 MCS 措置（例えば VMS、オブザーバー、漁獲証明及び貿易追跡スキームの使用要件、転載の制限、立入検査スキーム）を採択している程度 • これらの措置が効果的に実施されている程度
	違反の追跡調査	• RFMO とそのメンバー及び協力的非加盟国が、管理措置に対する違反を追跡調査している程度
	非遵守を確認及び阻止するための協力メカニズム	• RFMO が、遵守を監視するとともに、非遵守を確認及び阻止するための適切な協力メカニズム（例えば遵守委員会、船舶記録、非遵守に関する情報共有）を設立している程度 • これらのメカニズムが効果的に利用されている程度
	市場関連措置	• RFMO が、メンバー国の市場国としての権利義務の行使に関する措置を採択している程度 • これらの市場関連措置が効果的に実施されている程度
	報告要件	• 効率性の改善、重複の排除及びメンバーに対する不必要な負担の削減のための RFMO の MCS 報告要件の解析
3. 意思決定及び紛争解決	意思決定	• RFMO が、適時的かつ効果的に保存管理措置の採択を促進するような透明かつ一貫性のある意思決定手続きを保有している程度
	紛争解決	• RFMO が紛争解決のための適切なメカニズムを確立している程度
4. ~~国際協力~~ガバナンス	透明性	• RFMO が、UNFSA 第 12 条及び責任ある漁業のための行動規範第 7 条 1 項の 9 のとおり、透明性をもって運営されている程度 • RFMO の決定、会合報告書、意思決定の基礎となる科学的助言及びその他関連する資料が適切なタイミングで公表されている程度
	機密保持	• RFMO が、機密である情報及びデータの共有に関する安全性の高い機密保持基準及びルールを定めている程度
	協力的非加盟メンバーとの関係	• RFMO が、メンバーと非メンバーとの間の協力（協力的な地位の付与に関する手続きの採択及び導入を通じた協力を含む）を促進している程度
	非協力的非加盟メンバーとの関係	• RFMO に協力的でない非メンバーの船舶による漁業活動、並びにそうした活動を阻止するための措置の程度
	他の RFMO のとの協力	• RFMO が、他の RFMO（地域漁業機関事務局ネットワークを通じた協力を含む）並びにその他関連する国際機関と協力している程度

分野	一般的クライテリア	詳細なクライテリア
	参加及びキャパシティ・ビルディング	• RFMO のメンバー及び協力的非加盟国が、委員会及び委員会の補助機関の作業に積極的かつ有意義な形で参加している程度 • 委員会及び委員会補助機関の作業への発展途上国の効果的な参加（リーダーとしての立場を含む）を促進するためのキャパシティ・ビルディングの取組及び組織的な取決めが実施されている程度 • 発展途上国におけるデータ収集を改善するためのキャパシティ・ビルディングの取組の実施の程度 • 科学委員会の活動に発展途上国が効果的に参加することを促進するためのキャパシティ・ビルディングの取組が実行されている程度
	発展途上国に関する特別な要	• RFMO が、UNFSA 第 24 条及び第 25 条、及び責任ある漁業の行動規範第 5 条を踏まえ、発展途上国の特別なニーズを認識し、発展途上国との協力関係（漁獲配分量又は漁業機会を含む）の方式を追求している程度 • UNFSA 第 26 条のとおり、RFMO メンバーが、個別に、あるいは RFMO を通じて発展途上国に関連する援助を提供している程度
5. 他の RFMO との比較	ベストプラクティス	• 可能な限り、対象種及び非対象種に関する保存管理措置の採択及び／又は実施状況、その権限の下でのリソースの状態、科学的プロセス及び手続き、及び MCS 措置と遵守状況のレビュー手続きの採択及び実施状況について、他 RFMO を比較しての RFMO のパフォーマンスの程度を評価する • RFMO がそのパフォーマンスを強化できる分野／ベストプラクティスの特定
	~~Kobe~~	• ~~RFMO が Kobe III 勧告を実施している程度、及び他のまぐろ類 RFMO の実施の程度との比較~~
6. 財政及び運営上の課題	RFMO の活動のためのリソースの利用可能性	• RFMO の目的を達成し、及び RFMO の決定を実行するための財政上及びその他のリソースが利用可能となっている程度
	効率性及び費用対効果	• RFMO が、委員会の目的をサポートし、及び運用の継続性（明確かつ透明な事務所の方針、構造、役割及び責任、及び承認系統の確立、効果的な内部及び外部とのコミュニケーション、及び事務所の計画及び運営に関するその他の側面を含む）を確保するための、事務局を含む人的及び財政的リソースを効率的かつ効果的に管理している程度